

空き家等の解体（除却）費用の一部を補助します

町では、町民のみなさまが安全で安心な居住環境を確保するため、昨年度から町内に所在する空き家の解体（除却）に要する費用の一部を補助する制度を始めました。

一年以上空き家となっている家屋を所有し、空き家の解体を計画している方は、申請方法等について町民課住民グループへお問合せ下さい。

1. 補助の対象となる空き家及び対象とする経費

- (1) 概ね1年以上使用実態がない、一戸建ての住宅（住宅兼店舗等も含む）または長屋・共同住宅（全住戸が利用されていないもの）
- (2) 空き家及びそれに付随する家財等並びに敷地内の工作物等を解体（除却）する工事費用

2. 補助対象者（申請者）

- (1) 補助の対象となる空き家の所有者（所有者が死亡している場合は相続人等）
- (2) 補助の対象となる空き家が所在する土地の所有者等（空き家所有者等の同意書が必要）

3. 補助率と補助限度額

- (1) 事業費に対する補助率 1 / 2（千円未満切り捨て）
- (2) 補助限度額 60万円

4. 補助要件

以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 所有権以外の権利が設定されていないこと、または設定されている権利者全員の同意書を提出できること。
- (2) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (3) 他の同種の補助金の対象となっていないこと。
- (4) 解体（除却）工事は、補助金の交付決定をされた年度の1月末日までに完了すること。
- (5) 補助金実績報告日から1年間は、営利目的の活用及び有償による譲渡または貸与を行わないこと。
- (6) 申請者が町税及び使用料、その他の徴収金を滞納していないこと。
- (7) 申請者が暴力団員でないこと。

■お問い合わせ

町民課住民グループ ☎01392-2-3131（内線128・129）

新規開業

デイサービス杉の木

- ・利用できる方：介護認定で要支援1以上の方
- ・ご希望やケアプランに沿って食事介助、入浴介助、生活機能訓練を行います
- ・カラオケやゲーム、簡単な体操などで1日を楽しく過ごすことができます
- ・ご自宅まで送迎します

木古内町字本町52-1 電話 2-2233（旧光銭医院）

グループホーム 杉の木・杉の木別館

- ・入居できる方：認知症と診断され要介護認定で要支援2および要介護1以上の方、生活保護の方も入居できます
- ・居室：個室（約8～10畳）使い慣れたタンス、鏡台、仏壇も持ち込み可能
- ・共有スペース：居間、食堂、談話室、浴室
- ・看護師・介護福祉士・ホームヘルパーが24時間、生活のお手伝いをします

木古内町字本町704 電話 2-3335